

平成25年6月28日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則（45・税務課）…………… 1
- 過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則（46・税務課）…………… 2
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則（47・建築住宅課）…………… 2

訓 令

- 単純労務の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令（3・人事課）…………… 2

公営企業管理規程

- 秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程（1・公営企業課）…………… 3

規 則

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

秋田県知事 佐竹 敬 久

秋田県規則第四十五号

秋田県県税条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県県税条例施行規則（昭和三十九年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項第三号中「第五十三条第四十六項及び第四十七項」を「第五十三条第四十項及び第四十一項」に改める。

第二十七条第一項第四号中「財団法人国民休暇村協会」を「一般財団法人休暇村協会」に改め、同項第五号中「財団法人日本体育協会」を「公益財団法人日本体育協会」に改め、同項第八号中「第二条」を「第二条第二項」に、「代る」を「代わる」に改める。

第三十条中「財団法人日本ゴルフ協会」を「公益財団法人日本ゴルフ協会」に改める。

第四十六条の二の二第一項第一号中「財団法人日本自動車査定協会」を「一般財団法人日本自動車査定協会」に改める。

第四十六条の八の三の見出し中「減免対象の」の下に「一般乗合用バス又は」を加え、同条中「一般貸切用バス」を「一般乗合用バス又は一般貸切用バス」に改め、「おいて」の下に「同条の見出し中「一般乗合用バス」とあるのは「一般乗合用バス又は一般貸切用バス」とを加え、「生活路線」を「生活路線（以下「生活路線」）」に、「代替路線」を「代替路線（以下「代替路線」）」に、「一般貸切用バス車両」を「一般乗合用バス車両又は一般貸切用バス車両」に、「一般貸切用バスの」を「一般乗合用バス又は一般貸切用バスの」に、「一般貸切用バス（」を「一般乗合用バス又は一般貸切用バス（」に改め、「ものとする」を削る。

様式第三十号その一中

摘 要	課税標準（千円）
所得割に係る地方法人特別税額	

を

摘 要
所得割に係る地方法人特

別税額	課税標準（円）

に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条第二項第三号の改正規定は、平成二十八年一月一日から施行する。

（自動車税に関する経過措置）

- 2 この規則による改正後の秋田県県税条例施行規則第四十六條の八の三の規定は、平成二十五年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十四年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
(様式に関する経過措置)
- 3 この規則による改正前の秋田県県税条例施行規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年六月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十六号

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則の一部を改正する規則

過疎地域における県税の課税免除に関する条例施行規則(平成十二年秋田県規則第百号)の一部を次のように改正する。

第三條中「第六條の三第五項第二号ハ」を「第六條の三第四項第一号ハ」に、「第二十八條の九第五項第二号ハ」を「第二十八條の九第四項第一号ハ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十五年六月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第四十七号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和四十七年秋田県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第七條中「第四條第一項第六号(省令第八條の二第一項)」を「第四條第一項第五号(省令第八條の二第八項)」に改める。

第十四條の二を削る。

第十五條第一項中「第四号に掲げる書類並びに同項」を削り、同項第二号中「から第十二項まで」を「から第十三項まで」に改め、同條第二項中「省令第三條第二項第四号に掲げる書類及び同項」を「及び省令第三條第二項」に改める。

第十五條の二第一項中「第四号に掲げる書類並びに同項」を削る。

第二十七條第三項第三号中「第十四條の二、」を削る。

附 則

この規則は、平成二十五年七月一日から施行する。

訓 令

秋田県訓令第3号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

単純労働の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十五年六月二十八日

秋田県知事 佐竹敬久

単純労働の職員の給与等に関する規程の一部を改正する訓令

単純労働の職員の給与等に関する規程(昭和四十年秋田県訓令第十一号)の一部を次のように改正する。

附則第七項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(給料月額の特例)」を付し、同項中「この項」の下に「及び次項」を加え、附則に次の一項を加える。

- 8 現業職員の給料月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、第二條から第四條まで、第六條及び前項の規定にかかわらず、これらの規定(同項の規定を除く。)による額から、当該額に、その職務の級が四級から六級までである現業職員にあつては百分の七・七七、その他の現業職員にあつては百分の四・七七を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

附 則

- 1 この訓令は、平成二十五年六月二十八日から施行する。
- 2 単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十八年秋田県訓令第八号)附則第七項及び第八項の規定の適用を受ける現業職員に係るこの訓令による改正後の単純労務の職員の給与等に関する規程附則第八項の規定の適用については、同項中「前項」とあるのは「前項並びに単純労務の職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十八年秋田県訓令第八号)附則第七項及び第八項」と、「(同項」とあるのは「(前項」とする。

公 府 企 業 管 理 規 程

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成二十五年六月二十八日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県公営企業管理規程第一号

秋田県企業職員給与規程の一部を改正する規程

秋田県企業職員給与規程(昭和四十二年秋田県公営企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

附則第六項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(一定期間における給料月額の変額)」を付し、同項中「この項」の下に「及び次項」を加え、附則に次の一項を加える。

- 7 職員の給料月額は、平成二十五年七月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に限り、第二条、第三条及び第四条並びに附則第三項、附則第四項及び前項の規定にかかわらず、これらの規定(同項の規定を除く。)による額から、当該額に当該職員に適用される次の表の上欄に掲げる給料表及び次の表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める割合を乗じて得た額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。同項ただし書の規定は、この場合について準用する。

給料表	職務の級	割合
企業職給料表(一)	七級から九級まで	百分の九・七七
	三級から六級まで	百分の七・七七(六級の職員のうち前項第二号に掲げる職員にあつては、百分の九・七七)
	一級及び二級	百分の四・七七
企業職給料表(二)	四級から六級まで	百分の七・七七
	一級から三級まで	百分の四・七七

附 則

この規程は、公布の日から施行する。